

# ヘリコプターで行く上質な観光コンテンツの販路開拓支援事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

ヘリコプターで行く上質な観光コンテンツの販路開拓支援事業業務委託

## 2. 事業目的

令和5年度において、ヘリコプター活用促進のための事業化可能性調査・実証運航を行い、空港からの二次交通や県内周遊の交通手段としてのヘリコプターの利便性が確認できた。

令和6年度は、県内における観光目的でのヘリコプター移動ビジネスの普及と実用化を促進するため、ヘリコプター発着拠点と着地周辺での観光コンテンツ（以下、「ヘリコプター発着拠点等」という）に係る事業計画を3件程度選定し、当該「ヘリコプター発着拠点等」を取り扱う催行事業者による、販路開拓の取組支援をする。

※ 本事業の対象となる、「ヘリコプター発着拠点等」とは、ヘリコプターでの移動が合理性のある、高付加価値旅行者に訴求する三重県の観光コンテンツ（観光施設、観光地、体験アクティビティ、宿泊施設等）を目的地として、その近傍に利用可能なヘリポート又は場外離着陸場を有し、具体的なヘリコプター運航会社、手配対応等を行う催行事業者が存在し、必要に応じて、ハイヤーやガイドの手配対応が可能であることを要件とする。なお、この「ヘリコプター発着拠点」への発地は県内外のいずれでも可とする。

## 3. 履行期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

## 4. 業務内容

### (1) ヘリコプター活用促進協議会（以下、「協議会」という）の運営

○県内でのヘリコプター活用促進を図るため、昨年度事業で市町、観光団体、ヘリコプター運航事業者、ハイヤー事業者、宿泊施設、旅行会社等からなる協議会を創設したところであるが、今年度も本協議会に参加を希望する新たな事業者等を加え、協議会を継続的に運営すること。

新たな事業者等の加入を促進するため、広く協議会の趣旨等について周知すること。

○協議会においては、以下の事項を協議するものとする。

- ・「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の発掘について
- ・「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の評価・選定（3件程度）について
  - ※ 評価・選定に関しては、必要に応じて、高付加価値旅行者・インバウンド誘客等に知見のある有識者を招聘して行うこと
- ・「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画に不足する要素がある場合、その対応について
- ・「ヘリコプター発着拠点等」を販売するための販路開拓手法について
- ・その他、ヘリコプター活用の促進に係る事項
- ・協議会開催時の会場は、三重県が借り上げることとする

### (2) 高付加価値旅行者のニーズに合致したヘリコプター観光の目的地となり得る観光コンテンツの整理

- ・高付加価値旅行者ニーズに合致したヘリコプター観光の目的地となり得る県内の観光コンテンツの候補を整理すること

- ・高付加価値旅行者のニーズを捉えた観光コンテンツとしてその理由も含めて整理すること
- ・観光コンテンツは、観光施設、観光地、体験アクティビティ、宿泊施設等を問わない
- ・観光コンテンツの整理において、みえ観光の産業化推進委員会が令和5年度に作成した高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業の成果も参考とすること

### (3) 「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の選定（3件程度）

#### ① 「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の発掘

- ・協議会において、本事業の趣旨、「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の発掘方法、事業計画（3件程度）の選定方法、選定された場合に受けられる販路開拓支援の内容等をしっかりと説明すること。
- ・協議会を構成する事業者・団体等の中から、「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の策定意欲のある事業者等を発掘し、事業計画の提案を募ること。事業計画の策定意欲がある事業者が、新たに協議会に参加したうえで「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画を提案することも妨げない。
- ・策定意欲のある事業者が提案した事業計画において、例えば、ヘリコプター運航会社、ヘリポート又は場外離着陸場、取り扱い催行事業者などの重要パーツが不足している場合には、協議会において不足部分の対応について協議できるものとする。

#### ② 「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の評価・選定（3件程度）

- ・提案された「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画の中から、本事業において、販路開拓支援を行う対象とする事業計画を3件程度選定すること。
- ・選定に関する評価基準として、「ヘリコプター発着拠点等」の目的地となる観光コンテンツが高付加価値旅行者に訴求するものであること、事業計画の具体性・実現可能性があること、手配対応等ができる仕組みを有していること等、販売が見込めるものが選定されるような基準を設定すること。
- ・評価・選定に関しては、必要に応じて、高付加価値旅行者・インバウンド誘客等に知見のある有識者を招聘して行うこと。

### (4) 販路開拓支援

- ・(3)で選定した「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画（3件程度）について、催行事業者が行う販路開拓について、伴走支援を行うこと。
- ・伴走支援の内容は、主に以下のとおりとする。
  - 「ヘリコプター発着拠点等」の商品タリフやリーフレット等の販売ツールデザインの作成
  - 高付加価値旅行者層向け商流を踏まえた効果的なセールス活動先のリスト化
  - 国内高級ホテルのコンシェルジュ等での紹介・案内に加えてもらうためのセールス活動
  - 高付加価値旅行者層向け国内ランドオペレータでの取扱獲得のためのセールス活動
  - 催行事業者の自社WebページやSNS、OTA等のデジタルプロモーションについても必要に応じて支援すること。
  - その他、協議会において効果的な販路開拓手法について協議すること。
  - 本事業期間内に行った販路開拓支援に関する実績と成果について協議会で共有すること。
- ・なお、本事業の受託先として販路開拓支援を行う者は、過去に民間事業者の経営支援、マーケティング支援、プロモーション支援、販売支援等の業務の実績を有するものとする。

## 5. 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類（電子媒体、紙媒体の両方）を添えて完了報告を行い、検査を

受けること。

- (1) 完了報告書 1部（完了報告書には以下の内容を含むこと）
  - ① ヘリコプター活用促進協議会の活動内容、参加者名簿、協議に係る議事内容
  - ② 高付加価値旅行者のニーズに合致した観光コンテンツ候補の整理内容
  - ③ 協議会で提案された「ヘリコプター発着拠点等」に係る事業計画
  - ④ 3件程度の事業計画の選定内容・有識者の評価結果など
  - ⑤ 3件程度の「ヘリコプター発着拠点等」に係る商品タリフなどの販売ツール一式
  - ⑥ セールス活動先リスト
  - ⑦ 販路開拓支援に係る実績と成果に関する報告書
- (2) 事業で生成された成果物及び状況写真 1式（実施状況など実績をまとめたもの）
- (3) その他必要と思われる資料 1式

## 6. その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県観光部観光振興課と協議しながら進めるものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じて三重県観光部観光振興課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって『「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する』暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が（3）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。